

## 一銭盗んでも泥棒は泥棒

私は家の前に10分間程度駐車をしていたため駐車違反で17000円罰金を払いました。警察官はニコニコ接してくれましたので許してくれると思いましたが、だめでした。今回検察庁という国家全体を取り締まる司法権のナンバー2の東京高検検事長の賭けマージャンが発覚し、それも常習犯でした。しかし、訓告だけで6000万円以上の退職金は支払われました。その理由は「常習であっても、社会の実情をみても賭けた額が多いといえないから」とのことです。最近、私も急な来客で、止むなく家の前に駐車したので、社会の実情からみても許されてもいいはずでしたが、だめでした。こうなると、1万円盗むと、窃盗罪だが、10円なら社会の実情をみても盗んだ額が多いといえないから罪にはならないということです。私は昔、母親にスイカ泥棒の話しを聞かされました。お父さんが夜中にすいか畑にスイカを盗みにいきました。子どもに「人が来たら知らせるように」と見張りをさせてスイカを盗もうとすると、子どもが「見ている、」と言うので、逃げました。再び盗もうとすると、また、子どもが「見ている」と言うの言うので「だれが見ているのか」と尋ねると「お月さんがみている」と言うので盗むのを止めました。母は人間には良心があることを教えてくれました。しかし、日本の裁判所の最高の責任者は良心のない動物にすぎないことがわかりました。